

手続き「鍵の預け先登録制度」のご紹介

→県営住宅にひとり暮らしをされている高齢者の「鍵の預け先登録制度」を行っています。



- ・緊急時に迅速に対応できるように、ご自宅の鍵を預けておられる方のお名前や連絡先を登録しておくことができます。
- ・登録を希望される方は、最寄りの管理事務所までご連絡ください。

手続き 次のような場合は、お手続きが必要です。

お早めに最寄りの管理事務所までご連絡ください。

- ・同居するご家族が増えた・減ったとき（出産、転入、転出、死亡など）
- ・県営住宅を退去するとき ※引越日の2週間前までにご連絡ください。
- ・病気などにより、階段の上り下りがむずかしくなり、低い階への住み替えを希望するとき
- ・退職や転職などで収入が減少し、家賃の見直しを希望するとき
- ・15日以上、住宅を留守にするとき



お問い合わせ先：福岡県住宅供給公社

【受付時間】平日 8:30～17:15

※12:00～14:00 は窓口が混雑します。

○家賃、駐車場関係、各種申請等の受付・相談

| お問い合わせ先 | 電話番号 | 担当地区 |
|----------|--------------|-----------------------|
| 福岡管理事務所 | 092-713-1683 | 福岡地区 |
| 北九州管理事務所 | 093-621-3300 | 北九州地区(京築地区以外) |
| 行橋出張所 | 0930-23-2324 | 京築地区(行橋市、豊前市、築上郡、京都郡) |
| 筑後管理事務所 | 0942-30-2660 | 筑後地区(大牟田地区以外) |
| 大牟田出張所 | 0944-51-3500 | 大牟田地区(大牟田市、柳川市、みやま市) |
| 筑豊管理事務所 | 0948-21-3232 | 筑豊地区(直方、田川地区以外) |
| 直方出張所 | 0949-24-4590 | 直方地区(直方市、宮若市、鞍手郡) |
| 田川出張所 | 0947-42-9400 | 田川地区(田川市、田川郡) |

○修繕の受付・相談

| お問い合わせ先 | お問い合わせ内容 | 電話番号 | 担当地区 |
|----------------|---|--------------|-----------------|
| 建設事業部 保全事業課 | 建築に関すること ・雨漏れ ・床鳴り ・扉の建付け 等 | 092-781-8011 | 福岡地区 筑後地区 |
| | | 093-621-4400 | 北九州地区 筑豊地区 ※ |
| | 設備に関すること ・漏水、水が出ない ・風呂がつかない ・電気がつかない 等 | 092-781-8019 | 全地区 |

※ 筑豊地区の問合せ先は、令和6年4月1日より上記のとおり変更しています。

県営住宅だより

家賃 納入通知書のバーコードでコンビニやスマートフォンでお支払いができます。

・お支払い期限までは、納入通知書のバーコードを使って、コンビニでの支払いが可能となっています。

・スマートフォンの paypay 等のアプリによる支払いも可能です。

納入通知書のバーコードをアプリで読み取ってご利用ください。

・10月にはQRコード決済の導入を予定しています。



家賃 口座振替や代理納付をご利用ください。

→ 口座振替や代理納付制度を利用すると、支払い忘れがなくなります。

・納付書に同封している「県営住宅 家賃口座振替依頼書」に必要事項を記入し、金融機関の窓口でお申し込みください。

・ゆうちょ銀行での口座振替を希望する方、口座振替依頼書が手元にない方は、4ページのお問い合わせ先までご連絡ください。

・生活保護法による住宅扶助費を受給されている方は、福祉事務所が入居者に代わって、家賃を直接納付する「代理納付制度」が利用可能です。（詳しくは、福祉事務所にご相談ください。）



家賃 は必ず期限までに支払いましょう。

→ 家賃を滞納し続けると、退去していただくことになります。

・家賃のお支払い期限は、その月の末日（末日が土日祝の場合は、その次の平日）です。納付書でお支払いの方は、忘れないように注意してください。

・口座振替について、振替日は当月月末（金融機関が休みの場合は翌営業日）、再振替日は翌月 15日（金融機関が休みの場合は翌営業日）です。

・延滞金のある方は、令和7年10月から令和8年3月までの間に納付した家賃で発生した延滞金を、令和8年4月分家賃に合算のうえ、口座振替または納入通知書で徴収します。

口座振替の方は、延滞金を含めた額で引き落とされます。事前に余裕をもって口座にご入金ください。

ご入金が遅れると引き落としできない場合があります。

家賃 収入申告を必ず行いましょう。

→ 収入申告を行わないと、最も収入分位の高い家賃になってしまいます。

・収入に見合った家賃となるよう、毎年必ず収入申告を行いましう

・毎年6月頃に、収入申告の書類が届きます。お忘れのないよう、収入申告の手続きをお願いします。

管理 みんなが暮らしやすい住宅にするために 以下のルールは必ず守りましょう。

● (ルール1) 犬や猫などの動物を飼うことはできません。

- ・一時的に預かることや、団地の敷地内で野良猫などにエサを与えることも禁止です。
- ・鳴き声・臭い・排せつ物・アレルギーなどで、他の入居者の迷惑や健康被害につながります。

● (ルール2) トイレ、流し台、洗濯機、風呂等の排水に、異物を流さないでください。

- ・トイレにトイレットペーパー以外のもの（おむつ・生理用品・ティッシュなど）、流し台に油や生ごみを流すと、排水設備の故障や配管の詰まりの原因になります。
- ・入居者の原因による排水管詰まりで生じる費用は原因者負担となります。

● (ルール3) 団地内や道路での迷惑駐車は、やめてください。

- ・通路などへの駐車は、歩行者の視界をさえぎり、事故の原因となるおそれがあります。
- ・また、ゴミ収集車や消防車・救急車が通れず、緊急時に大きな支障が生じます。

● (ルール4) ごみは、「決められた日」「指定の場所」へ出してください。

- ・家具などの粗大ごみは、普通のゴミの日には回収されません。
- ・粗大ごみを出すときは、市町村のルールを確認してください。

● (ルール5) 生活音に気をつけてください。

- ・生活の中で音は必ず発生しますが、集合住宅ではトラブルにつながることがあります。
- ・お互いに配慮し、静かな住環境づくりにご協力ください。

● その他 〈ちょっとした気遣いのポイント〉

- ・深夜は、洗濯機や掃除機の使用を控えて、騒がずに静かに過ごす。
- ・ドアやふすまは、静かに開け閉める。



管理 共益費を必ず支払ってください。

— 皆様の団地の共用部の維持管理のために必要です —

自治会などで管理している共益費は、廊下の明りや外灯、エレベーター、下水の設備（水をきれいにする設備）など、みんなで使う設備を保つために使われています。

共益費が足りなくなると、明りがつかない・設備が使えないなど、みなさんの生活に影響が出る場合があります。必ず支払ってください。

建物 火災には十分ご注意ください！

火の不始末により火災が発生した場合は、お住まいや他の住宅に被害が及ぶおそれがあります。損害賠償が発生する場合がありますので、火の取り扱いには十分ご注意ください。

● 火災警報器の作動確認をしてください。

- ・点検ボタンを押すか、点検ひもを引いて、作動確認をしてください。
- ・作動確認しても火災警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。
- ・電池を交換後、再度作動確認しても反応がない場合は、福岡県住宅供給公社 建設事業部 保全事業課 設備担当までご連絡ください。（電話番号：092-781-8019）

● 避難経路を確認してください。

- ・ベランダから避難する場合は、避難器具を使って下階へ避難します。
- ・ご自宅のベランダに避難器具がない場合は、隔て板を破って避難器具のあるベランダまで移動する必要があります。
- ・そのため、隔て板や避難器具、避難器具の下降空間に障害物があると避難に支障を来します。障害となるものは置かないようにしてください。



建物 子どもの転落事故を防ぎましょう！

ベランダの手すり付近にエアコンの室外機や台、ゴミ箱などを置くと、子どもがよじ登って転落する恐れがあります。手すり付近には足がかりとなるものを置かないでください。



建物 停電時の連絡先にはご注意ください。

停電が起きたときに九州電力へ直接点検を依頼すると、場合によっては依頼した方に出張料が請求されることがあります。（詳しくは、九州電力のホームページをご確認ください。）

この出張料は、依頼した方の自己負担となり、県ではお支払いできません。

停電でお困りのときは、九州電力に電話する前に、まずは福岡県住宅供給公社 建設事業部 保全事業課 設備担当へご相談ください。（電話番号：092-781-8019）

平日の夜間・土日祝日の場合は、県営住宅 緊急通報受信センターへご連絡ください。

夜間・土日祝日の緊急時の連絡先

県営住宅緊急通報受信センター
電話番号 092-751-9686

【受付時間】

平日：17:15～翌朝8:30 土日祝日：終日（24時間）

連絡の際は「団地名、棟番号、住宅番号、氏名、電話番号及び故障等の状態」を正確にお伝えください。また、修繕の費用は入居者負担となる場合があります。

漏水、水が出ない、電気がつかない、ブレーカーの復旧など緊急の修繕が必要な事態が発生した場合、火災等の事故が発生した場合もご連絡ください。